

甲斐市景観審議会の記録

【委嘱状及び任命書交付式並びに第1回審議会】

1. 景観審議会の概要

日時：平成27年2月20日（金）午後3時30分～4時50分

会場：甲斐市役所本館3階 大会議室

□次 第

- 委嘱状及び任命書交付式
 - 1. 開会
 - 2. 委員委嘱状及び任命書交付式
 - 3. 市長あいさつ
 - 4. 閉会
- 第1回審議会
 - 1. 開会
 - 2. 委員紹介
 - 3. 役員選任（会長、副会長）
 - 4. 会長あいさつ
 - 5. 案件
 - (1) 甲斐市景観審議会について
 - (2) 甲斐市景観計画について
 - 6. その他
 - 7. 閉会

□配布資料

- 1. 次第、
- 2. 委員名簿
- 3. 資料1 甲斐市景観条例、甲斐市景観条例施行規則及び甲斐市景観審議会等の設置及び運営に関する指針
- 4. 資料2 甲斐市景観審議会への諮問について（写し）
- 5. 甲斐市景観計画（原案）

□出席者（○は出席）

* 敬称略

1号委員

- 大山 勲
- 新津 健

2号委員

- 大沢 博光
- 野口 賢司
- 立澤 眞一
- ・須田 直人
- 間瀬 孝一

3号委員

- 堀内 克一
- 西 東美
- 古屋 園江
- 小林 富美子
- 石水 秀樹

4号委員

- 田中 克直
- 丸山 裕司
- 内田 稔邦

◆事務局

- | | | |
|--------|----------|-------|
| ○建設産業部 | 部長 | 武川 訓 |
| ○都市計画課 | 都市計画課長 | 飯室 崇 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 坂本 一彦 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 志田さか江 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 石橋 聡 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 小林 智哉 |

◆コンサルタント

- (株)ブレインズ 松下 英志
- (株)ブレインズ 堀内 洋

2. 発言要旨

○委嘱状及び任命書交付式

1. 開会（事務局）
2. 委嘱状及び任命書交付式
3. 市長あいさつ（市長）
4. 閉会（事務局）

○第1回審議会

1. 開会（事務局）
2. 委員紹介（事務局）
3. 役員選任
○会長に大山勲委員、副会長に新津健委員を選任した。
4. 会長あいさつ（会長）

5. 案件

（1）甲斐市景観審議会について（説明：事務局）

- 「資料1 甲斐市景観条例、甲斐市景観条例施行規則及び甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、甲斐市景観審議会の位置付け、役割等について説明を行った。

- ・特に意見なし。

（2）甲斐市景観計画について（説明：事務局）

- 「資料2 甲斐市景観計画（原案）」に基づき、甲斐市景観計画の概要、パブリックコメントでの意見に基づいて修正した箇所等について説明を行った。

（会長）

- ・写真は素案の段階より、少し多く入れてもらっており、良くなっていると思う。
- ・景観まちづくり市民プランの活動内容の概要が参考資料に載っているが、111ページなどを見ると字が小さいので、文字を大きくし、見やすくすることはできないか。

（事務局）

- ・計画書については、現在、最終的な校正を行っているので、文字等はできるだけ大きく鮮明になるように調整したいと思う。

（会長）

- ・113ページの地図も文字が見えないので、もう少し文字が大きくなるか。

（事務局）

- ・ページの割り付け等も含め、再度、検討させてもらいたいと思う。

(委員)

- ・色彩の基準の中で、無彩色については基準を定めていないということでのよいのか。

(事務局)

- ・無彩色については、指定をしていない。

(委員)

- ・無彩色についても、基準を定めた方がいいと思うが。

(会長)

- ・無彩色なので、彩度ではなく、明度という話になる。
- ・現状では基準を定めるにあたっての根拠が無い。
- ・まずは、彩度の非常に高いものを抑えるという形である。

(事務局)

- ・色彩については、他市の実例等を勘案するなかで、彩度について規制するという考え方を採用している。
- ・彩度の高いものについては規制をしていく考え方である。

(会長)

- ・「低彩度で落ち着いた色彩を基調にして下さい」というのが、一番重要な点だと思う。
- ・甲斐市では、もう少し踏み込んで、マンセル値による彩度の基準を定めている。
- ・基準の範囲以外の色彩は自由であるが、景観計画で厳しく縛っていくというよりも、次の段階で、甲斐市のイメージにあった色の使い方などを示したガイドラインなどを作って、市民の方々に考えてもらうという形がいいと思う。

(委員)

- ・最近、景観の問題で、太陽光発電施設が非常に注目されている。
- ・新聞によると、市町村によっては独自で規制をしているところもあるようである。
- ・景観計画との関係で、市で指導要綱のようなものを作るといった、独自の取り組みは考えられるか。

(事務局)

- ・資料の 64 ページを見て頂きたい。届け出の必要な行為の中の工作物に、太陽光・風力・小水力発電施設という項目がある。この中で、高さ 5 m 又は築造面積 1,000 m²を超えるものについては、届け出をして頂くことを 4 つの景観形成地域で規定している。
- ・66 ページの太陽光発電施設の景観形成基準では、「太陽光・小水力発電施設については、目立たない位置に設置し、眺望や周囲の景観を損なわないよう配慮したものとす。」という基準を定めている。
- ・現在、太陽光発電施設は、建築基準法上の建築物・工作物として扱われていないが、現在ある市の要綱の中で指導できるようにしたいと考えている。また、それ以上に色々な問題が出てくるようであれば、新たな要綱等を制定し、対応したいと考えている。
- ・この 4 月までに、太陽光発電施設の内容を盛り込んだ指導要綱、運用マニュアルを定める予定で、現在、庁内で調整をしている。

(委員)

- ・甲州市では既に景観計画策定済みであるが、太陽光発電施設に対応するために、届出対象行為に太陽光発電施設を入れるための改正手続きを行っている。
- ・また、並行して運用マニュアルを作っているのので、それを参考にしてもらえると思う。

(副会長)

- ・今後のことについてお伺いしたい。
- ・計画書が出来た段階で、冊子はどのようなところに配布されるのか。
- ・一般市民の方からすると、この計画書はすごいボリュームだと思うので、今後簡単な概要版を作っていくといった考えはあるのか。

(事務局)

- ・景観審議会から答申を頂いた後に、市長の最終的な決裁をとり、計画を公表していく。
- ・当然計画書を冊子として作成するが、概要版についても、現在作成を進めているところである。
- ・概要版については窓口等に設置をして、問い合わせ等に対応していく。
- ・広報等にも定期的に記事を掲載し、周知を図っていきたいと考えている。
- ・第1弾として、今月末に配布される広報の中に、景観条例が制定されたという記事を掲載する。見開きの2ページの記事を掲載する予定で、景観条例に基づき、景観計画が4月1日から動き出すという内容になっている。
- ・概要版については、全戸配布まではできないが、窓口等で閲覧できる簡便な見開き版のようなものとして作成を進めている。

(会長)

- ・是非、周知の方法を工夫してもらえればと思う。

(委員)

- ・先日、ケーヨーD2が竜王駅の前に出店することに関する説明会があった。
- ・その説明会に勉強のために出席したが、一般の方に業者の方が説明するのに、資料には「建築基準法第何条による」といった形で記載されていて、ここに塀があるのか、高さが何メートルなのかといったことが、よくわからない。
- ・現段階での説明会であるので、詳しい内容は説明できないと思うが、一般の方に説明する時には、高さが何メートルで、ここから何メートル離れているといったような、一般の方がわかるような説明会を実施してもらいたい。

(事務局)

- ・開発行為は都市計画課ではなく建設課の所管になるが、大規模な開発行為等を行う場合に、必要な場合には周囲の地権者の同意をもらう必要がある。また、関係者に対して事業の説明会を開催するように指導を行っている。
- ・事前の事前協議というような形で、事業者が市に来ている段階である。
- ・当然、開発行為は開発行為の担当が指導を行うが、景観についても、4月1日から景観条例を施行するので十分配慮してもらいたいという話をしている。
- ・届け出の日程は景観条例の対象に該当しないかもしれないが、甲斐市のメインとなる場所でもあるので、景観条例の内容に基づいて、出来るだけ対応してもらいたいというお願いをしている。
- ・まだ、都市計画課には具体的な内容はあがってきていないが、景観計画・景観条例の内容に沿った建築物になると捉えている。

(会長)

- ・開発担当に、もう少し住民にわかりやすい説明をするように指導してもらいたい。

(事務局)

- ・建設課の担当に伝えておく。

(会長)

- ・景観審議会としては、景観条例は4月からの施行なのでまだ施行されておらず、少し前倒しの指導となるが、駅前に大規模な商業施設ができるということがわかっているの、指導をよろしくお願ひしたい。
- ・景観の取り組みに関して、県内のある市の例であるが、当初の計画では、色彩のマンセル値の基準が無かった。窓口に業者が来た時に、「調和とはどういうことか、どうすればいいのか」と言われ、「こういう色にして下さい」といった話し合いをした。その結果、他の場所とは違う、だいぶ落ち着いた色になった。
- ・面倒だとは思いますが、担当窓口の職員の地道な業者との話し合いで景観が良くなる。

(事務局)

- ・頂いた意見は開発の担当に伝えるが、開発に伴って、上水道、下水道など様々な関係部署が対応することとなる。その関係部署が一堂に会して合同の協議を設けることもあるので、そういった機会を活用して対応していきたいと考えている。

(委員)

- ・空き家も景観の問題に含まれると思うが、どのような対策を考えているのか。

(会長)

- ・景観というよりも、安全・防犯・防災という面で問題があるものを、所有者にできるだけ壊してもらい安全にするという動きがある。
- ・空き家の中でも、古民家のような資源性の高いものについては、景観資源として活かしていくということもある。

(事務局)

- ・資料 52 ページに「(7) 親しみのもてる暮らしの景観を育てる」の方針の中の、「1) 都市景観と田園景観の調和を図ります」の「ごみの不法投棄を防止する」で「市街地などで景観を損ねているごみの不法投棄、ごみ屋敷、廃屋、繁茂する空き地の雑草、樹木の枝などについては、適切な指導により景観の向上に努める」としているため、こういった取り組みを進めていく。
- ・景観法に基づく行為の制限は、新たに建築したり改築をしたりする時の届け出制度であり、既にある建築物や工作物をコントロールしていくことはできない。
- ・廃屋や空き家になっている建物については、関係法令が多岐に渡っているの、庁内に検討会を設置し、対応について協議しているところである。
- ・まだ、空き家に関する条例や要綱はないが、市には「まちをきれいにする条例」があり、この条例に基づき、環境課で対応をしている状況である。

(会長)

- ・景観計画の中には、色々な部署で協力して取り組んでいかなければならない施策がたくさんあり、これから具体的な事例を積み重ねていくという段階だと思う。
- ・諮問について他に意見がなければ、原案のとおりと答申することによろしいか。

○異議なく承認された。

6. その他

- ・特になし

6. 閉会 (事務局)